

「働き方改革 ～時間外労働の上限規制等に対する 栃木県県土整備部の取組について～」

栃木県県土整備部技術管理課

1 はじめに

建設業界は、かねてより長時間労働や休日が少ないことなどに代表されるように、厳しい労働環境であるというイメージが定着しており、建設業従事者の減少と高齢化が顕著になっていることから、労働力不足を解消するための新4K（給与・休暇・希望・かっこいい）実現に向けた取組が全国的に推進されています。

特に、2024年4月から改正労働基準法の罰則付き上限規制が建設業にも適用されることから、業界一丸となつての働き方改革・労働時間の縮減の更なる推進と建設業の魅力創出が不可欠な状況です。

本県においても、労働環境の改善を図るための「週休2日制工事」の導入、円滑な施工体制を確保するための「余裕期間設定工事」の原則化、安定した労働力を確保するための「施工時期の平準化」、建設業を支える優秀な担い手を確保育成するための「建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事」の実施等の各種施策を実施しているところです。

本稿では、労働時間の上限規制に対して、労働時間を抑制するための「週休2日制工事」について、制度の概要とメリットについてご紹介します。

2 週休2日制工事の取組

週休2日制工事は、現場着手日から工事完成日までの期間において、4週6休以上の現場閉所を行うことで、労働環境の改善を図るものです。緊急工事や工期に制約がある工事を除く、全ての県土整備部発注工事が対象で、必ずしも土日を現場閉所日にする必要はありません。そのため、作業工程に応じた柔軟な働き方を現場毎に計画することが可能で、令和4年度は対象工事の半数で実施（そのうち、94%が4週8休を達成）されています。

4週6休以上の現場閉所を達成した場合、労務費・機械経費（賃料）・共通仮設費・現場管理費の補正を行うとともに、現場閉所の履行実績に応じ、工事成績評定に最大1.2点加点されます。また、総合評価落札方式（標準、簡易Ⅰ、簡易Ⅱ型）における加点措置があります。

表1 週休2日制工事に係る制度の変遷

| 年月 | 内容 | 備考 |
|----------|---|---------------------------------------|
| 平成29年8月 | 「栃木県県土整備部週休2日制モデル工事試行要領」を制定 発注者指定モデル工事及び受注者希望工事の試行を開始 | 【平成29年度実績】 発注者指定型：9件 受注者希望型：16件 |
| 平成30年10月 | 「栃木県県土整備部週休2日制工事試行要領」を制定 対象工事、休日の定義、休日の評価方法、経費の見直し等 実工期を踏まえた標準工期の見直し（4週8休を考慮） | 【平成30年度実績】 受注者希望型：62件 |
| 令和2年4月 | 第1回改訂 経費補正係数の改定 | |
| 令和3年8月 | 第2回改訂 市場単価方式における経費補正係数の設定 | |
| 令和4年10月 | 第3回改訂（現在運用中） 対象工事の見直し（維持工事を新たに対象） | |

表2 補正係数

| | 補正係数 | | |
|--------|------|------|------|
| | 4週6休 | 4週7休 | 4週8休 |
| 労務費 | 1.01 | 1.03 | 1.05 |
| 機械経費 | 1.01 | 1.03 | 1.04 |
| 共通仮設費率 | 1.02 | 1.03 | 1.04 |
| 現場管理費率 | 1.03 | 1.04 | 1.06 |

表3 週休2日工事（4週8休）実施状況

| 年度 | 発注件数 | うち週休2日実施 | |
|-------|-------|----------|------|
| | | 件数 | 率(%) |
| 令和2年度 | 1,708 | 411 | 24 |
| 令和3年度 | 1,588 | 563 | 36 |
| 令和4年度 | 1,459 | 735 | 50 |

3 おわりに

週休2日制工事については、導入開始から5年余りが経過し、比較的適用し易い舗装工事については殆どの工事で実施されるようになりました。今後は、実施率の低い道路改良工事（実施率：48%）や河川工事（実施率：39%）等の工種において取組を推進していくことが必要です。

受注者の皆さんが、多くの現場で週休2日制工事に取り組めるような環境づくりを行ってまいりますので、積極的なチャレンジをお願いします。